

○国土交通省告示第九百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年九月十三日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（13工区）「川内道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市都町字霜月田地内から串木野市上名字川良田地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県薩摩川内市尾白江町字王ノ前並びに都町字都、字尾見鳥、字道床、字山口、字霜月田、字中山、字永田、字吉長ヶ野及び字蕨ヶ迫地内

鹿児島県串木野市下名字山下平、字土合、字下椿平、字仁王木、字柳牟田、字三平ヶ平、字日高平、字山神迫、字雪ヶ前、字井手口、字山神之下、字薩摩山、字石藏段、字間伏谷、字水車平及び字六番口並びに上名字臼木ヶ段、字水頭、字青阿弥陀、字浅井田、字岡、字下浅井田、字川屋ヶ迫、字今熊及び字地藏堂地内

2 使用の部分 鹿児島県薩摩川内市都町字中山、字永田、字都、字吉長ヶ野、字蕨ヶ迫及び字野平並びに木場茶屋町字西迫地内

鹿児島県串木野市下名字井戸ノ上、字山下平、字土合、字前馬場、字仁王木、字柳牟田、字三平ヶ平、字井手口、字薩摩山、字水車平及び字六番口並びに上名字臼木ヶ段、字苦木ヶ迫、字平田段、字平田迫、字水頭、字青阿弥陀、字浅井田及び字地藏堂地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県薩摩川内市都町字霜月田地内から串木野市上名字大堂庵地内までの延長約6.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（13工区）「川内道路」新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南九州西回り自動車道は、熊本県八代市から、水俣市、鹿児島県出水市、薩摩川内市、串木野市等を経由して鹿児島市に至る、延長約140kmの自動車専用道路である。

このうち、本件事業の起点となる鹿児島県薩摩川内市は、北薩地方の中心として県内第二の人口を擁し、セラミック、パルプ等の製造業を中心とした工業が盛んな都市であり、九州西南部地域の産業を支える物流拠点としての役割を果たしている重要港湾川内港があることから、県内の主要都市部との間の高速交通ネットワークの整備が求められているところである。

また、「全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」」（平成10年3月閣議決定）、「九州地方開発促進計画（第5次）」（平成11年3月閣議決定）等において、南九州西回り自動車道は、当該地域における地域相互間の連携を強化するとともに、地域の活性化を図るために整備を推進する道路として位置付けられている。

一方、本件区間に対応する一般国道3号の区間（以下「現道」という。）は、物流などによる通過交通や地域住民の生活道路として広く利用されており、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通渋滞が発生するなど、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、鹿児島県串木野市芹ヶ野地内において19,474台／日、混雑度1.36となっている。

本件事業の完成により、既に供用されている鹿児島道路等と一体となって鹿児島県薩摩川内市から鹿児島市までの高速交通ネットワークが形成されるとともに、九州縦貫自動車道と連結し、広域交通ネットワークが形成されることから、地域内の連携の強化等が図られるとともに、薩摩川内市から鹿児島市までの所要時間の短縮、鹿児島空港、川内港等の重要港湾等へのアクセスの向上が図られることから、物流の効率化等により地域の活性化に寄与するものと認められる。また、交通が分散されることから、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年8月に環境影響評価を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認め

られる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、鹿児島県薩摩川内市から鹿児島市に至る高速交通ネットワークの形成等を主な目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 1 種第 3 級の規格に基づく 4 車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

起終点の位置については、交通の利便性、支障物件の多少等を考慮すると、事業計画のとおり鹿児島県薩摩川内市都町地内及び串木野市上名地内に設置することが適当なものと認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案の西側及び東側を通過する案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、取得必要面積は西側を通過する案よりも多いものの、支障物件が最も少ないこと、トンネル等の構造物の施工延長が短く、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり、経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、鹿児島県北薩地方等においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、現道は交通渋滞が発生しており、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿線の自治体の長、議会議長等からなる南九州西回り自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県薩摩川内市役所及び串木野市役所